

4-1 基本方針1 つくる(文化芸術に触れる機会づくり)

文化芸術は、人の心を豊かにする力があります。「人の心が豊かになる」ということは、「まちが豊かになる」ことにもつながります。

西尾市ではこれまでも、文化芸術の鑑賞事業や体験事業の開催に取り組んできました。そして市には、文化芸術の担い手がたくさん存在し、多様な事業を主体的に取り組んでいます。これからも、市民の誰もが文化芸術を享受できる環境をつくっていきます。

(1) 文化芸術に触れる機会づくり

① 文化芸術鑑賞の多種多様な機会づくり

市民一人ひとりが文化芸術を鑑賞する機会が享受できるように、目的や内容(7W 2H^{*12})を工夫して事業を展開し、多種多様な機会を創出します。

② 子どもたちの鑑賞・体験の機会づくり

感受性豊かな子どもたちが文化芸術に触れあえるように、学校や幼稚園・保育園、児童館などの関係諸機関と連携してアウトリーチを始めとする「普及啓発事業」を実施するなど、子どもたちの鑑賞や体験の機会を増やします。

③ 病気や障害をもつ人の鑑賞の機会づくり

病気や障害のため文化施設に足を運ぶことが困難な人が文化芸術に触れることができるように、病院や福祉施設に向けたアウトリーチなどの事業を実施します^{*13}。また、ホールでの鑑賞をサポートするなど、文化芸術を鑑賞する環境を整えます。

④ 文化芸術活動のきっかけづくり

市民が文化芸術をより身近に感じ、自ら活動を始めるきっかけとなるように、教養講座や体験講座を始めとする普及啓発事業を実施するなど、文化芸術活動との多面的な出会いを創出します。

⑤ 文化芸術活動のサポート体制づくり

文化芸術活動を支える市民を育成し、より多くの市民が芸術文化活動の運営へ持続的に参加できるよう「サポーター制度(仮称)」をつくるなど、活動の体制づくりをします。

¹² When(日時)、Where(場所)、by Who(主体者)、with Who(協働者)、Why(目的)、What(内容)、to Whom(対象) How(手法)、How much(予算)

¹³ 国は、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」を公布、施行した。同法では、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念のとおっており、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

4-2 基本方針2 交流する(文化芸術からはじまる交流)

本市では現在、合併をきっかけに新しい交流が進んでいるところです。

本計画では、新しい西尾市の市民すべてが相互に理解を深め、つながりを持つことができるような事業に取り組みます。

(1) 文化芸術からはじまる交流

① 世代を超えた交流

文化芸術を通して幅広い世代の交流が生まれるように、地域文化の掘り起こしをきっかけとした、多世代が楽しめるような文化芸術活動を推進します。

② 多文化交流

文化芸術を通してさまざまな文化に接することで、多様性を尊重し受容できるまちとなるように、文化芸術活動に関する情報の多言語化を進めるなど、お互いに接点をもつことができるような環境を整えます。

③ 文化芸術活動団体の交流

文化芸術活動が活発に継続されていくように、発表や学びの機会を提供するなど、団体間や団体と市民の交流を促進します。

4-3 基本方針3 受信する・発信する(情報の受発信の充実)

本市ではすでに多くの文化芸術活動が行われています。これらの情報の受信・発信を強化していくことで、より多くの市民が文化芸術の力を享受することができます。

文化芸術の情報を集め、インターネットを活用しながら、人から人へ情報を伝える仕組みをつくります。

(1) 情報の受発信の充実

① 文化芸術活動の情報の受発信

市民の文化芸術活動に関する情報がより多くの方たちに届くように、インターネットや「サポーター制度(仮称)」を活用するなど、積極的かつ多角的に情報を受信・発信します。

② 文化芸術活動・交流の場における情報の受発信

市民が文化芸術活動や交流する場所を確保できるように、手軽に利用可能なパブリック・スペースや民間施設などの情報を集め「文化芸術活動・交流マップ(仮称)」を作成・公開するなど、場所の情報を受信・発信します。

③ 人材資源の情報の受発信

文化芸術活動の情報が安定的に供給されるように、アーティストや文化芸術活動に携わる市民や、文化芸術活動を支える市民の活動状況を把握し、「西尾市アーティストバンク」を活用して人材に関する情報を受信・発信します。

4-4 基本方針4 継承する(地域文化・生活文化の継承)

文化芸術は、人々の歴史の中で培われてきました。地域に伝わる文化財やそれに関わるさまざまな要素、生活文化^{*14}、食文化なども、本市に伝わる文化資源だといえます。それらを次世代に継承するためにも、その価値を知り、共有することが必要です。

市民がまちを誇りに思うアイデンティティ形成のためにも、継承事業に取り組みます。

(1) 地域文化の継承

① 伝統文化を継承する

本市の伝統文化が未来へ受け継がれるように、市民に無形の文化遺産である地域の祭りや伝統的行事への参加を呼びかけるなど、次世代へ継承していきます。

② 文化資源を継承する

市民がまちの魅力を知り、市民としての誇りを持てるように、先人の軌跡やまちの慣習、生活文化などを含む文化資源を学んだり伝えたりする機会をつくるなど、次世代へ継承していきます。

(2) 生活文化の継承

① 市の生活文化を継承する

次代を担う子どもたちが、本市ならではの営み方を享受できるよう、地域学習や講座を実施するなど、生活文化を次世代へ継承していきます。

(3) 景観を活かした文化の継承

① 自然環境・天然記念物を継承する

次代を担う子どもたちが、本市の豊かな自然環境を享受できるよう、三河湾や三ヶ根山、名木、天然記念物などを身近に感じることができる機会をつくるなど、自然に育まれる環境の大切さを継承していきます。

② 歴史文化を継承する

本市の歴史文化が市民の誇りとなるよう、講座や講演会を開催するなど、文化財とそれに関わるさまざまな要素^{*15}が一体となった歴史的魅力を次世代へ継承していきます。

14 生活文化とは、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化のこと。例えば西尾市の抹茶なども含まれる。

15 文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等、文化財の周辺環境のこと。

4-5 基本方針5 推進する(文化芸術活動の推進体制の構築)

現在は、「劇場法」や「基本法」などの法律が制定されたことで、文化芸術環境の基盤整備が進み、文化芸術における環境は目まぐるしく変化しています。これらの環境に対応し、文化芸術活動が発展していくためには、その活動を支えることができる専門的な人材が必要です。また、その人材を通して、国や県、近隣市町村とのネットワークづくりも欠かせません。本市の文化芸術活動を、さらに発展させるための仕組みづくりや、人材配置・育成に取り組みます。

(1) 専門性の高い人材の確保

① 市民文化芸術活動コーディネーターの育成

市民による文化芸術活動を持続的に支援できるように「市民文化芸術活動コーディネーター(仮称)」を育成するなど、文化芸術活動を支える専門性の高い人材を育成するとともに、文化芸術活動を支える土壌を醸成します。

② 計画的かつ効果的な人材配置

文化芸術を効果的に推進できるように、担当課にアートマネジメントや文化政策に関する専門性の高い職員を配置・育成するなど、計画的かつ効果的な人材配置に努めます。

③ 専門性の維持

行政職員と市民の高い専門性が維持できるように、国や県などが実施する研修に参加するなど、知識やノウハウを蓄積します。

④ 持続的に協働できる環境整備と人的体制

市民と行政が持続的に協働できるように、専門的知見を持った人材と議論できるような環境を整えたり、人的体制を構築したりします。

(2) 活動への多様な支援

① 後方支援

市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動が持続可能となるように、企画制作についてのアドバイスや広報活動に協力するなど、市民の文化芸術活動を後方から支援します。

② 助成制度

文化芸術活動の発展のため、活動に対して助成制度を設けるなど、財政支援をします。

③ 活動の評価

助成対象事業などのPDCAサイクル*16が機能し、活動が着実に発展するように、助成の審査基準や評価基準を設けるなど、事業を適正に評価します。

(3) 新しい実施体制

① 県や他市町村との連携

文化芸術活動が市域を越えて発展するように、県や他市町村との交流や連携を深め事業を実施するなど、ネットワークを充実させていきます。

② 企業などとの連携

文化芸術活動が市民や地元企業に支持されるように、シンポジウムを開催するなど、事業の目的や効果、意義について伝えます。また、そのことにより協力を得たり、協働で事業を実施できる体制を構築します。

(4) 財源の拡充

① 財源の拡充

事業を安定的に運営できるように、国の助成金を活用するなど、財源の拡充を図ります。

(5) 文化会館などの管理運営について

① 市民が参画する仕組みづくり

文化会館などが市民の文化芸術活動のための拠点であり続けられるように、市民が施設運営などに参画できるよう運営や事業などの方針を協議する委員会を設置します。

② 指定管理者の選定

指定管理者を選定する場合は専門委員会を設置し、施設の機能や特性、役割を考慮した仕様や選定方法を定めます。

③ 専門委員会の設置

①や②に関わる専門委員会を、行政職員や有識者、他市町で先進的な活動を行っている公立文化施設の職員、市民などで構成します。

16 PDCAサイクルは本来、生産管理や品質管理のために考案されたものである。計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)反映(Act)という4つの段階を確実にこなすようにする。